平成２１年（フ）第４９５号
群馬県富岡市宇田17番地８
債務者　今井　則之
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５０１号
群馬県高崎市八千代町２丁目16番６号　セジュール八千代Ｂ102号
債務者　廣瀬　真実
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第８６２号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目３番11―201号
債務者　西村　武男
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８６３号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目３番11―201号
債務者　西村　清子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３号
神奈川県伊勢原市石田699番地　スカイプラザ503号
債務者　黒川　繁夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３８号
静岡県沼津市大岡521番地の３　サンハウス202、前住所静岡県沼津市大岡2956番地の１ヴィラ上石田202
債務者　菅原　彰秀
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
愛知県稲沢市朝府町17番１―605号
債務者　岩下　泰仁
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４４４号
愛知県稲沢市朝府町17番１―605号
債務者　岩下　容三
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１２００号
京都市左京区修学院薬師堂町23番地
債務者　島田加奈子（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５４号
京都市伏見区深草下横縄町23番地
債務者　岡田　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９５号
京都府木津川市相楽袋樋26番地
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１３号
京都府長岡京市奥海印寺太鼓山21―３　フラッツ藤井306号室、住民票上の住所京都府長岡京市奥海印寺条下裏12番地37
債務者　Ｅ．Ｎ．Ｅ．こと　杉　　直哉
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４８号
京都市北区大宮東脇台町11番地　マンション上治26号
債務者　クレールタナカこと　田中　謙二
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１０号
京都市右京区花園土堂町３番５、住民票上の住所京都市右京区花園土堂町３番地３
債務者　丸山三記子こと　丸山　孝子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８８号
京都市伏見区日野岡西町４番地64、申立時の住所京都市伏見区石田大山町73番地23
債務者　松本　高広
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８９号
京都市伏見区日野岡西町４番地64、申立時の住所京都市伏見区石田大山町73番地23
債務者　松本真由美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
京都府亀岡市東堅町42番地
債務者　寺町　和美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
堺市西区浜寺石津町中１丁５番26号
債務者　宮崎　　賢
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係